

目 次

津市条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例を廃止する条例

津市規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

竹原診療所における使用料等の徴収事務の一部委託

財政公表

津市公告

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

犬の抑留

犬の抑留

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部を改正する告示

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 9 号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「 1 5 , 3 0 0 円」を「 1 5 , 8 0 0 円」に改め、同号イ中「 7 , 3 5 0 円」を「 7 , 5 6 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 0 号

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 2 1 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「 7 円 3 0 銭」を「 7 円 5 1 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 31 号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 18 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「30 万 1,875 円」を「31 万 500 円」に改め、同条第 2 号中「25 万 5,240 円と 26 円 73 銭」を「26 万 2,530 円と 27 円 50 銭」に、「30 万 1,875 円」を「31 万 500 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 2 号

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「 3 0 0 」を「 2 0 0 」に、「 3 , 0 0 0 」を「 2 , 0 0 0 」に、「 3 0 , 0 0 0 」を「 4 0 , 0 0 0 」に、「 2 0 , 0 0 0 」を「 3 0 , 0 0 0 」に、

設備器具	マッサージ機		無料	を
	パターゴルフ用具（パター・ボール）	1 式	無料	

設備器具	フェイスタオル・バスタオル	1 式	1 0 0	に
	マッサージ機		無料	
	パターゴルフ用具（パター・ボール）	1 式	無料	

改める。

附 則

- この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定中設備器具に係る部分は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の規定（設備器具に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 3 号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例
第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 3 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津市国民健康保険竹原診療所	津市美杉町竹原 2 7 7 7 番地
津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津 9 2 9 番地

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 4 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」を「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に、「津市夜間成人応急診療所」を「津市応急クリニック」に、「津市西丸之内 2 3 番 1 号 津リージョンプラザ内」を「津市西丸之内 3 7 番 8 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」を「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に改め、同項第 2 号中「に係る応急診療及び電話相談」を「の応急診療」に改め、同条第 2 項第 1 号中「急病患者」の次に「（小児急病患者を除く。）」を加え、同条第 3 項中「津市夜間成人応急診療所」を「津市応急クリニック」に改め、同項第 1 号中「夜間」を「休日及び夜間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「、津市夜間成人応急診療所」を削る。

津市農業共済条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 35 号

津市農業共済条例を廃止する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現にこの条例による廃止前の津市農業共済条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて存する麦についての農作物共済及び畑作物共済の共済関係、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用する部分並びに農業共済損害評価会（部会に係る部分を除く。）及び農業共済損害評価員に係る旧条例の規定は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表農業共済損害評価会委員の項中「年額 42,000 円」を「日額 6,000 円」に改め、同表農業共済連絡員の項を削る。

- 4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表農業共済損害評価会委員の項及び農業共済損害評価員の項を削る。

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 41 号

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の
一部を改正する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則（平成
27 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 27 年度の利用者負担額は附則別表第 1 により算定する
額とし、」を削る。

附則第 3 項中「附則別表第 1」を「附則別表第 6」に改める。

附則別表第 1 から附則別表第 5 までを次のように改める。

附則別表第 1 削除

附則別表第 2（附則第 2 項関係）

津市立幼稚園を利用する 1 号認定子どもに係る平成 2 8 年度の利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が 0 円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯	3, 0 0 0 円
	7		6 0 1 円未満	その他の世帯	6, 1 0 0 円
	8		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満	要保護者等世帯	5, 2 0 0 円
	9		1 円未満	その他の世帯	7, 0 0 0 円
D	1 0		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		7, 3 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		7, 6 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		8, 3 0 0 円
1 同一世帯に幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。)(以下「幼稚園等」という。)、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）					

が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2人目の1号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3人目以降の1号認定子ども	0円

2 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77, 101円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の1号認定子ども	0円

3 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77, 101円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目の1号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に3人目以降の1号認定子ども	0円

4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。

この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後この規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（以下「支給認定保護者等」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。

- 2 この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）が支給認定保護者等である世帯をいう。
- 3 この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定により控除された金額があるときは、当該金額を控除する前の額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。
- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は

夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第 3（附則第 2 項関係）

津市立幼稚園を利用する 1 号認定子どもに係る平成 29 年度の利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が0 円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯
7		その他の世帯		6, 2 0 0 円	
8		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満		要保護者等世帯	5, 2 0 0 円
9		その他の世帯		8, 0 0 0 円	
D	1 0		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		8, 6 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		9, 2 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		1 0, 6 0 0 円

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額
----------------------	----------

1 人目の 1 号認定子ども	
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。
この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の	

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0 円
備考 1 この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。 2 この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。 3 この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。 4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。	

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第 4（附則第 2 項関係）

津市立幼稚園を利用する 1 号認定子どもに係る平成 3 0 年度の利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が0円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯
7		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満		その他の世帯	6, 3 0 0 円
8		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		要保護者等世帯	5, 2 0 0 円
9		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		その他の世帯	9, 0 0 0 円
D	1 0	が次の区分に該当する世帯	7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		9, 9 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		1 0, 8 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		1 2, 9 0 0 円

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額
----------------------	----------

1 人目の 1 号認定子ども	
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して
いる 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子ども
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用してい
る 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子ども
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難
である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負
担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。
この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの
規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類 する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害 を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の	

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。
- この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。
- この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第 5（附則第 2 項関係）

津市立幼稚園を利用する 1 号認定子どもに係る平成 3 1 年度の利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が0円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯
7		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満		その他の世帯	6, 4 0 0 円
8		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		要保護者等世帯	5, 2 0 0 円
9		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		その他の世帯	1 0, 0 0 0 円
D	1 0	が次の区分に該当する世帯	7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		1 1, 2 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		1 2, 4 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		1 5, 2 0 0 円

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して いる1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額
----------------------	----------

1 人目の 1 号認定子ども	
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。
この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の	

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。
- この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。
- この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 6（附則第 3 項関係）

施行日以前に津市立幼稚園の利用を開始した 1 号認定子どもに係る利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が0円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯
7		その他の世帯		6, 0 0 0 円	
8		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満		要保護者等世帯	3, 0 0 0 円
9		その他の世帯		6, 0 0 0 円	
D	1 0	7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満			
	1 1	1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満			
E	1 2	2 1 1, 2 0 1 円以上			

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して いる1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額
----------------------	----------

1 人目の 1 号認定子ども	
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用して
いる 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子ども
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満のその他の世帯に
おいて、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用してい
る 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子ども
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難
である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負
担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。
この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの
規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類 する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害 を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の	

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。
- この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。
- この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 号認定子どもの利用に係る市町村が定める額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が0円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯
7		6 0 1 円未満		その他の世帯	6, 5 0 0 円
8		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満		要保護者等世帯	5, 2 0 0 円
9		1 円未満		その他の世帯	1 1, 0 0 0 円
D	1 0		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		1 2, 5 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		1 4, 0 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		1 7, 6 0 0 円

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における幼稚園等を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額
----------------------	----------

1 人目の 1 号認定子ども	
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の	

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 1 号認定子どもが、災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 1 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	0 円
備考 1 この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。 2 この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。 3 この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。 4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。 (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（被保護者を除く。）	

- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

別表第 2（第 3 条関係）

2 号認定子どもの利用に係る市町村が定める額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)	
階層	区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	1	被保護者のある世帯等			0 円	0 円
B	2	A 階層を 除き、均 等割を課 されない 世帯	要保護者等世帯		0 円	0 円
	3		その他の世帯		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円
C	4	A 階層及 び B 階層 を除き、 所得割合 算額が次 の区分に 該当する 世帯	0 円	要保護者等世帯	2, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	5			その他の世帯	6, 0 0 0 円	5, 8 0 0 円
	6		1 円以上 1 2, 1 0 0 円未満	要保護者等世帯	3, 3 0 0 円	3, 2 0 0 円
	7			その他の世帯	7, 0 0 0 円	6, 8 0 0 円
	8		1 2, 1 0 0 円以上 2 4, 2 0 0 円未満	要保護者等世帯	3, 7 5 0 円	3, 6 5 0 円
	9			その他の世帯	8, 0 0 0 円	7, 8 0 0 円
	1 0		2 4, 2 0 0 円以上 3 6, 4 0 0 円未満	要保護者等世帯	4, 2 5 0 円	4, 1 5 0 円
	1 1			その他の世帯	9, 0 0 0 円	8, 8 0 0 円
	1 2		3 6, 4 0 0 円以上 4 8, 6 0 0 円未満	要保護者等世帯	4, 9 5 0 円	4, 8 5 0 円
	1 3			その他の世帯	1 0, 5 0 0 円	1 0, 3 0 0 円
D	1 4		4 8, 6 0 0 円以上 5 7, 7 0 0 円未満	要保護者等世帯	5, 8 0 0 円	5, 7 0 0 円
	1 5			その他の世帯	1 1, 6 0 0 円	1 1, 4 0 0 円
	1 6		5 7, 7 0 0 円以上 6 5, 8 0 0 円未満	要保護者等世帯	6, 3 5 0 円	6, 2 0 0 円
	1 7			その他の世帯	1 2, 7 0 0 円	1 2, 4 0 0 円

	1 8	6 5, 8 0 0 円以上 7 4, 4 0 0 円未満	要保護者等世帯	7, 0 0 0 円	6, 8 5 0 円
	1 9		その他の世帯	1 4, 0 0 0 円	1 3, 7 0 0 円
	2 0	7 4, 4 0 0 円以上 7 7, 1 0 1 円未満	要保護者等世帯	8, 1 5 0 円	8, 0 0 0 円
	2 1		その他の世帯	1 6, 3 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
	2 2	7 7, 1 0 1 円以上 8 4, 7 0 0 円未満		1 6, 3 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
	2 3	8 4, 7 0 0 円以上 9 7, 0 0 0 円未満		1 8, 6 0 0 円	1 8, 2 0 0 円
E	2 4	9 7, 0 0 0 円以上 1 1 0, 4 0 0 円未満		2 1, 0 0 0 円	2 0, 6 0 0 円
	2 5	1 1 0, 4 0 0 円以上 1 2 3, 1 0 0 円未満		2 3, 0 0 0 円	2 2, 6 0 0 円
	2 6	1 2 3, 1 0 0 円以上 1 3 5, 9 0 0 円未満		2 5, 0 0 0 円	2 4, 5 0 0 円
	2 7	1 3 5, 9 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満		2 9, 0 0 0 円	2 8, 5 0 0 円
F	2 8	1 6 9, 0 0 0 円以上 2 5 7, 5 0 0 円未満		3 0, 0 0 0 円	2 9, 4 0 0 円
	2 9	2 5 7, 5 0 0 円以上 3 0 1, 0 0 0 円未満		3 2, 0 0 0 円	3 1, 4 0 0 円 (3 0, 2 0 0 円)
G	3 0	3 0 1, 0 0 0 円以上		3 3, 0 0 0 円 (3 2, 6 0 0 円)	3 2, 4 0 0 円 (3 0, 2 0 0 円)

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども（以下の表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における幼稚園等を利用している2号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲

げる 2 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 1 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じ て得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3 人目以降の 2 号認定子ども	0 円

- 2 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 77, 101 円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 2 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 2 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 2 号認定子ども	0 円

- 3 1 の規定にかかわらず、所得割合算額が 57, 700 円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 2 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 2 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じ て得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 3 人目以降の 2 号認定子ども	0 円

- 4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における 2 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類 する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を	0 円
--	-----

受けたこと。	
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 2 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 2 号認定子どもが、災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 2 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「被保護者のある世帯等」とは、被保護者のある世帯又は里親（児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親をいう。以下同じ。）が支給認定保護者等である世帯をいう。
- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定保育又は保育（以下この表において「特定保育等」という。）を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。
- この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定保育等を

受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

４ この表における「要保護者等世帯」とは、特定保育等を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

- (1) 生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

５ この表において区分２９及び区分３０における（ ）の額は、４歳に達した日以後の最初の４月１日から小学校就学の始期に達するまでの間における子どもの利用に係る額として適用するものとする。

６ ２号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７ ２号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

８ ６及び７を適用する場合における地方税法の規定を準用して得た所得割の額は、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

別表第 3（第 3 条関係）

3 号認定子ども及び第 3 条第 2 項に規定する子どもの利用に係る市町村が定める額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)	
階層	区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	1	被保護者のある世帯等			0 円	0 円
B	2	A 階層を 除き、均	要保護者等世帯		0 円	0 円
	3	等割を課 されない 世帯	その他の世帯		4, 5 0 0 円	4, 4 0 0 円
C	4	A 階層及 び B 階層 を除き、 所得割合 算額が次 の区分に 該当する 世帯	0 円	要保護者等世帯	3, 5 5 0 円	3, 4 5 0 円
	5			その他の世帯	7, 5 0 0 円	7, 3 0 0 円
	6		1 円以上 1 2, 1 0 0 円未満	要保護者等世帯	4, 2 5 0 円	4, 1 5 0 円
	7			その他の世帯	9, 0 0 0 円	8, 8 0 0 円
	8		1 2, 1 0 0 円以上 2 4, 2 0 0 円未満	要保護者等世帯	4, 7 5 0 円	4, 6 5 0 円
	9			その他の世帯	1 0, 0 0 0 円	9, 8 0 0 円
	1 0		2 4, 2 0 0 円以上 3 6, 4 0 0 円未満	要保護者等世帯	5, 3 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 1			その他の世帯	1 1, 2 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
	1 2		3 6, 4 0 0 円以上 4 8, 6 0 0 円未満	要保護者等世帯	5, 9 5 0 円	5, 8 0 0 円
	1 3			その他の世帯	1 2, 5 0 0 円	1 2, 2 0 0 円
D	1 4	A 階層及 び B 階層 を除き、 所得割合 算額が次 の区分に 該当する 世帯	4 8, 6 0 0 円以上 5 7, 7 0 0 円未満	要保護者等世帯	6, 9 0 0 円	6, 7 5 0 円
	1 5			その他の世帯	1 3, 8 0 0 円	1 3, 5 0 0 円
	1 6		5 7, 7 0 0 円以上 6 5, 8 0 0 円未満	要保護者等世帯	7, 5 5 0 円	7, 4 0 0 円
	1 7			その他の世帯	1 5, 1 0 0 円	1 4, 8 0 0 円

	1 8	6 5, 8 0 0 円以上 7 4, 4 0 0 円未満	要保護者等世帯	8, 2 5 0 円	8, 1 0 0 円
	1 9		その他の世帯	1 6, 5 0 0 円	1 6, 2 0 0 円
	2 0	7 4, 4 0 0 円以上 7 7, 1 0 1 円未満	要保護者等世帯	9, 5 0 0 円	9, 3 0 0 円
	2 1		その他の世帯	1 9, 0 0 0 円	1 8, 6 0 0 円
	2 2	7 7, 1 0 1 円以上 8 4, 7 0 0 円未満		1 9, 0 0 0 円	1 8, 6 0 0 円
	2 3	8 4, 7 0 0 円以上 9 7, 0 0 0 円未満		2 1, 5 0 0 円	2 1, 1 0 0 円
E	2 4	9 7, 0 0 0 円以上 1 1 0, 4 0 0 円未満		2 4, 0 0 0 円	2 3, 5 0 0 円
	2 5	1 1 0, 4 0 0 円以上 1 2 3, 1 0 0 円未満		2 7, 5 0 0 円	2 7, 0 0 0 円
	2 6	1 2 3, 1 0 0 円以上 1 3 5, 9 0 0 円未満		3 1, 0 0 0 円	3 0, 4 0 0 円
	2 7	1 3 5, 9 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満		3 6, 0 0 0 円	3 5, 3 0 0 円
F	2 8	1 6 9, 0 0 0 円以上 2 5 7, 5 0 0 円未満		4 1, 5 0 0 円	4 0, 7 0 0 円
	2 9	2 5 7, 5 0 0 円以上 3 0 1, 0 0 0 円未満		4 4, 0 0 0 円	4 3, 2 0 0 円
G	3 0	3 0 1, 0 0 0 円以上		4 8, 0 0 0 円	4 7, 1 0 0 円

1 同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における幼稚園等（幼稚園を除く。以下この表において同じ。）を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2人目の3号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3人目以降の3号認定子ども	0円

2 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77,101円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における幼稚園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の3号認定子ども	0円

3 1の規定にかかわらず、所得割合算額が57,700円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における幼稚園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目の3号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に3人目以降の3号認定子ども	0円

4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1から3までの規定の適用を受けるときは、1から3までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0円
--	----

(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 3 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(6) 3 号認定子どもが、災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の 3 分の 2 以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の 2 分の 1 以上利用できなかったこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(7) 3 号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	0 円

備考

- この表における「被保護者のある世帯等」とは、被保護者のある世帯又は里親が支給認定保護者等である世帯をいう。
- この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定保育又は保育（以下この表において「特定保育等」という。）を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。
- この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定保育等を受けた月の属する年度（4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定保育等を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5 3号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

6 3号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条の2第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

7 5及び6を適用する場合における地方税法の規定を準用して得た所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成２８年４月１日以後の特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

津市告示第 1 8 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 1 0 6 2 1 5	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 8 月 8 日
0 9 9 3 5 1 9	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 8 月 2 2 日

津市告示第 1 8 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 6 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 9 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 9 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 9 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 9 月 1 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 9 月 1 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 9 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 8 7 号

下記の者の市民税県民税及び固定資産税都市計画税の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 2 4 年度固定資産税都市計画税督促状第 2 期から第 4 期まで、平成 2 4 年度市民税県民税督促状第 4 期、平成 2 5 年度固定資産税都市計画税督促状第 1 期から第 4 期まで、平成 2 5 年度市民税県民税督促状第 1 期から第 4 期まで、平成 2 6 年度固定資産税都市計画税督促状第 1 期から第 4 期まで及び平成 2 7 年度固定資産税都市計画税督促状第 2 期から第 4 期まで

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 8 8 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、津市国民健康保険竹原診療所（巡回診療を含む。）における使用料及び手数料の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び津市会計規則第 1 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市国民健康保険竹原診療所（巡回診療を含む。）における使用料及び手数料の徴収に関する事務

受託者
吉永 さち子
大畑 美和子

- 2 委託期間

平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により平成 2 8 年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成28年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	114,657,802	40,158,468	35.0%	114,657,802	32,929,681	28.7%
モーターボート競走 事 業 特 別 会 計	52,126,972	16,396,309	31.5%	52,126,972	16,285,523	31.2%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事 業 勘 定)	33,682,949	9,470,067	28.1%	33,682,949	11,170,762	33.2%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	27,418	4,126	15.0%	27,418	7,185	26.2%
介護保険事業 特 別 会 計	27,017,656	8,855,192	32.8%	27,017,656	8,983,320	33.2%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	6,005,816	703,222	11.7%	6,005,816	1,537,285	25.6%
市営浄化槽事業 特 別 会 計	664,503	19,518	2.9%	664,503	51,017	7.7%
簡易水道事業 特 別 会 計	1,263,158	13,616	1.1%	1,263,158	156,685	12.4%
農業集落排水事業 特 別 会 計	551,873	41,766	7.6%	551,873	51,319	9.3%
土地区画整理事業 特 別 会 計	1,284,497	2	0.0%	1,284,497	710,557	55.3%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	53,007	40,819	77.0%	53,007	3,720	7.0%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	563	7	1.2%	563	45	8.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成28年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	39,014,626	21,946,692	56.3%
2 地 方 譲 与 税	853,017	266,100	31.2%
3 利 子 割 交 付 金	77,600	14,727	19.0%
4 配 当 割 交 付 金	200,000	54,483	27.2%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	3,927,000	1,179,952	30.0%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	271,600	127,778	47.0%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	168,000	75,500	44.9%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	155,000	87,447	56.4%
11 地 方 交 付 税	18,000,000	8,858,902	49.2%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,925,707	525,319	27.3%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,941,189	695,162	35.8%
15 国 庫 支 出 金	15,506,811	4,097,693	26.4%
16 県 支 出 金	6,448,393	815,430	12.6%
17 財 産 収 入	184,604	77,795	42.1%
18 寄 附 金	8,616	3,832	44.5%
19 繰 入 金	10,412,045	0	0.0%
20 繰 越 金	559,538	1,019,751	182.2%
21 諸 収 入	1,341,856	311,905	23.2%
22 市 債	13,499,200	0	0.0%
合 計	114,657,802	40,158,468	35.0%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	646,127	287,311	44.5%
2 総 務 費	19,958,782	6,888,640	34.5%
3 民 生 費	39,625,238	11,289,084	28.5%
4 衛 生 費	10,337,462	2,239,367	21.7%
5 労 働 費	59,086	47,931	81.1%
6 農 林 水 産 業 費	2,847,817	601,333	21.1%
7 商 工 費	1,259,717	478,321	38.0%
8 土 木 費	15,427,840	5,961,367	38.6%
9 消 防 費	3,991,993	1,322,211	33.1%
10 教 育 費	10,408,143	3,538,919	34.0%
11 災 害 復 旧 費	290,211	208,793	71.9%
12 公 債 費	9,629,300	11,404	0.1%
13 諸 支 出 金	77,100	55,000	71.3%
14 予 備 費	98,986	0	0.0%
合 計	114,657,802	32,929,681	28.7%

3 市債の状況

平成28年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 般 計	1 普 通 債	47,712,265	47.1
	(1) 総 務	8,490,012	8.4
	(2) 民 生	1,885,759	1.9
	(3) 衛 生	11,169,992	11.0
	(4) 農 林 水 産 業	758,456	0.7
	(5) 商 工	261,363	0.3
	(6) 土 木	12,189,933	12.0
	(7) 消 防	2,513,810	2.5
	(8) 教 育	10,442,940	10.3
	2 災 害 復 旧 債	686,225	0.7
	(1) 農 林 水 産 業	44,457	0.1
	(2) 土 木	641,768	0.6
	3 そ の 他	52,958,043	52.2
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	50,507,432	49.8
	(2) そ の 他	2,450,611	2.4
	計	101,356,533	100.0
特 別 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	1,497,318	15.0
	市 営 浄 化 槽	58,200	0.6
	簡 易 水 道	3,725,366	37.4
	農 業 集 落 排 水	3,395,980	34.0
	土 地 区 画 整 理	1,224,955	12.3
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	72,226	0.7
	計	9,974,045	100.0
合 計		111,330,578	

平成28年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成28年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	18,971,460
減 債 基 金	1,765,538
ふ る さ と 振 興 基 金	47,011
モーターボート競走事業財政調整基金	545,426
椋本財産区財政調整基金	16,331
国 際 交 流 推 進 基 金	217,398
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	1,156,411
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	57,466
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,969
緑 化 基 金	117,848
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	0
文 化 振 興 基 金	219,033
ま ち づ く り 振 興 基 金	3,530,408
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	17,993
公 共 施 設 整 備 基 金	743,199
環 境 対 策 推 進 基 金	143,346
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	241,689
モーターボート競走事業施設整備基金	1,595,285
市 営 浄 化 槽 事 業 基 金	11,177
合 計	29,404,988

5 市有財産の状況

平成28年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,372,722千円
自 動 車	698台
建 物	1,058,054.30㎡
土 地	22,858,155.21㎡

* 公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成28年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
63,943 円	市 民 税	145,433 円
56,360 円	固 定 資 産 税	128,187 円
7,492 円	都 市 計 画 税	17,041 円
6,258 円	市 た ば こ 税	14,233 円
2,410 円	軽 自 動 車 税	5,481 円
136 円	入 湯 税	308 円
210 円	そ の 他	478 円
136,809 円	計	311,161 円

※人口282,050人、世帯数124,010世帯（平成28年8月31日現在）にて算出しています。

津市公告第 1 4 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 9 月 1 7 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 9 月 2 8 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市片田久保町	雑種	茶	雄	中	9 1 日以上	首輪あり
津市片田久保町	雑種	こげ 茶黒	雄	中	9 1 日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 1 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議を申し出ることができます。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 8 年 9 月 2 9 日から平成 2 8 年 1 0 月 3 0 日まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

り、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により行ってください。

津市公告第 1 4 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 9 月 2 3 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 1 0 月 4 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市藤方	コーギー	黒白	雄	小	9 1 日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 9 月 2 7 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 1 0 月 4 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市河芸町三行	雑種	茶白	雌	中	9 1 日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市上下水道事業告示第 3 4 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
森下設備	名張市百合が丘東 4 番町 8 6 番地	平成 2 8 年 9 月 8 日

津市教育委員会告示第 10 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 28 年 9 月 27 日

津市教育委員会

委員長 庄 山 昭 子

1 招集の日時

平成 28 年 9 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分から

2 招集の場所

教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 平成 28 年度津市教育功労者表彰について
- (2) 津市青少年問題協議会委員の委嘱について

津市選挙管理委員会告示第76号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月30日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市選挙管理委員会告示第 7 7 号

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程
の一部を改正する告示

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成 2 1 年津市選挙管理委員会告示第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 4 号様式備考 4 (2)中「7 円 3 0 銭」を「7 円 5 1 銭」に改める。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 6 号様式中「7 円 3 0 銭」を「7 円 5 1 銭」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市選挙管理委員会告示第78号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月30日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式備考4(2)ア中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同備考4(2)イ中「255,240円」を「262,530円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式備考2(1)中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同備考2(2)中「255,240円」を「262,530円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。